

# 協力金の対象となる23区及び多摩地域の各市町村の 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

## 注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

## 23区及び多摩地域の各市町村の【酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

11月28日から12月17日までの間

22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

11月28日から12月17日までの間

終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで  
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで  
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

## 23区及び多摩地域の各市町村の【カラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

11月28日から12月17日までの間

22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から営業21時まで  
例2 時短後、営業24時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、営業22時まで